

平成29年11月15日

## 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化について（お知らせ）

平成29年度税制改正の大綱（平成28年12月22日閣議決定）及び所得税法の改正により、医療費控除の申告手続が改正され、医療費通知を医療費の明細書として確定申告書に添付した場合には医療費の領収書の保存を要しないこととされたことに伴い、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成29年3月31日に公布され、平成30年1月1日から施行することとされましたので、改正内容の要点等について、次のとおりお知らせします。

- 1 平成29年度税制改正により、所得税等の医療費控除の申告手続が、従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、医療費等の明細書を添付する方式に改められました。これに伴い、医療費の明細書等として、健康保険組合等が交付する医療費通知を活用できることとされました。

なお、平成29年分以後の確定申告書等を平成30年1月1日以後に提出する場合に適用されます。

- 2 今般の制度改正により、医療費控除の申告に係る医療費等の領収書については、確定申告期限等から5年間保存する必要がありますが、確定申告書等に次の項目を記載した医療費通知（当健康保険組合が交付する医療費通知は該当します。）を添付した場合には、当該医療費通知に記載されている医療費に関する領収書については保存する必要がないこととされ、従来の領収書の収集・保存・添付が不要となります。

- ① 被保険者（又はその被扶養者）の氏名
- ② 療養を受けた年月
- ③ 療養を受けた者の氏名
- ④ 療養を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称
- ⑤ 被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額
- ⑥ 保険者（健康保険組合等）の名称

- 3 レセプト事務の都合上、原則として平成29年1月診療分から平成29年11月診療分までの医療費を反映した医療費通知を平成30年2月15日付けで送付する予定です。

医療費通知に反映できない原則として平成29年12月診療分の医療費については、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付していただくこととなります。

- 4 医療費控除の申告は、過去5年分遡って行うことができますが、当健康保険組合は、医療費通知の再発行はできませんので、あらかじめご了承ください。
- 5 医療費通知に記載されている医療費の額（自己負担相当額）と実際に支払った自己負担額が一致していない場合には、申告者自身が、実際に負担した額に訂正して申告していただきます。
- ・ 医療機関窓口で支払う自己負担額の端数処理と医療費通知に記載する医療費の端数処理の方法は異なり、そのことにより実際に支払った自己負担額が一致していない場合は、訂正していただく必要はありません。
  - ・ 地方公共団体の医療費助成によって金額が異なる場合は、実際の自己負担額に訂正していただきますが、自己負担額が分からない場合は、当該地方公共団体にご照会願います。
- 6 セルフメディケーション税制（平成29年1月1日～平成33年12月31日までの間にスイッチOTC医薬品を購入した場合の特例措置）と医療費控除については、重複適用は受けられず、どちらかを選択して申告していただきます。  
なお、セルフメディケーション税制の対象となるスイッチOTC医薬品は、保険診療の対象外であるため、医療費通知に含まれることはありません。
- 7 医療費通知に記載されている医療費に未払いがあった場合には、申告者自身が訂正して申告していただきます。
- 8 医療機関による請求遅れ（月遅れ請求）があった場合には、実際に療養を受けた年月での記載をお願いします。  
上記の記載が医療費通知への反映に間に合わなかった場合には、申告者自身が訂正して申告していただきます。
- 9 医療費通知を活用して医療費控除の申告をする場合、当健康保険組合では、電子申告による方法はできなく、書面による申告となります。  
書面による申告の場合は、医療費通知（原本）を確定申告書等に添付して申告していただきます。医療費通知に記載されていない医療費分について申告する場合は、領収書に基づいて作成した明細書を申告書に添付し、この場合の領収書については、申告者が確定申告期限等から5年間保存する必要があります。
- 10 経過措置として、平成29年分から平成31年分までの所得税の確定申告及び平成30年度分から平成32年度分までの個人住民税の申告については、現行の医療費の領収書又は特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品）等購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除の適用又はセルフメディケーション税制の適用もできることとされました。